



年末調整相談会日程のご案内

通常日程

- ①日 程：令和5年12月18日（月）～令和6年1月22日（月）
（土・日・祝日を除く）
【令和5年12月29日（金）～令和6年1月4日（木）まで年末年始のため事務所を休業とさせていただきます。なお、**年内の相談受付は12月27日（水）までとさせていただきます。**】
- ②受付時間：午前9時00分～午前11時30分（会計ソフトの方は午前11時00分）
午後1時00分～午後3時30分（会計ソフトの方は午後3時00分）
- ③会 場：川崎西青色申告会館

土曜日相談会日程（予約制） ※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ①日 程：令和6年1月13日
- ②受付時間：午前9時00分～午前11時00分（相談時間は1時間ごと）
- ③会 場：川崎西青色申告会館

年末調整相談会にご持参いただくもの

- ① 令和4年分・令和5年分所得税の源泉徴収簿（1人別源泉徴収簿）
- ② 源泉納付書、令和5年前期分（1～6月分）の源泉納付書の控え
- ③ 給与支払報告書、総括表：市区町村より届いている方はご持参下さい。
- ④ 各種控除証明書（従業員、専従者分）
 - ・国民健康保険は支払額の集計をお願いいたします。
 - ・社会保険料控除証明書：国民年金・国民年金基金（11月上旬に届きます）
 - ※ 国民年金保険料を2年前納し、各年分の保険料に相当する額を控除する方法を選択した（する）方は、該当年分の控除証明書をご持参下さい。
 - ・生命保険、個人年金、介護医療保険、地震保険、小規模企業共済掛金等の控除証明書等
- ⑤ **マイナンバー管理表など、事業主や従業員等のマイナンバーを記載したもの**



★ 納期限にご注意！

従業員・専従者へ給与の支払いをされている事業主の方は、その年の最後の給与の支払いの際に、1年間に支払った給与総額の所得税及び復興特別所得税を確定させる必要があります。これを**年末調整**といいます。過納額・不足額を精算しましたら、その内容を納付書に記載し、徴収税額がある場合は、**令和6年1月10日（水）**【納期の特例の承認を受けている方は**1月22日（月）**】までに、納付書を添えて最寄りの金融機関、所轄税務署で納付をします。納付する税額がない場合は、納期限までに報告（納付額0円として納付書を記入、提出）します。**納付税額がない方の納付書の預かりは、川崎西税務署分は1月22日（月）午前受付分、川崎北税務署分は1月19日（金）午前受付分までとし、その他の税務署分は各自でご提出いただくこととなります。**

年末調整相談会期間中のお願い！

- ① 年末調整と合わせて会計ソフトによる記帳相談を受けられる方は、**予約制（60分以内）**となります。なお、相談者が例年多いたためご希望の日程に添えられないことがあります。
記帳相談は12月8日（金）まで開催しております「決算準備相談会」でお済ませください！
- ② 従業員が多い方は計算処理等に時間がかかりますので、早めの時間にご来所ください。
- ③ **必ずこの相談会期間中に年末調整をお済ませ下さい！**
令和6年1月23日（火）より行われる確定申告相談会において、年末調整処理は行いませんのでご了承下さい。

～消費税について以下のご確認をお願いいたします！～



(1) **令和5年分**（課税期間）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表①～⑤のいずれかの条件にあてはまる方となります。

申告忘れのないようご注意ください！

①	令和3年分（基準期間）において 課税売上高が1,000万円を超えている 。
②	令和4年1月1日から令和4年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。
④	令和5年10月1日よりインボイス発行事業者として登録した方。なお、上記①～③に該当する方を除き、令和5年10月～12月分についての消費税の申告をします。

(2) 計算方法をご確認ください。

① 上記(1)で①～③に該当する方は、**一般課税**、**簡易課税**（選択届出書を提出した方）となります。

② 上記(1)で④に該当する方は、**一般課税**、**簡易課税**（選択届出書を提出した方）、**2割特例（申告時で選択）**となります。

○ 2割特例を適用できる事業者について

- ・ インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者**の方が適用できます。
- ・ 一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、**2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記する**ことで適用できます。

(3) 記帳について

計算方法	記帳方法
一般課税	売上・経費についての区分経理（軽減8%・標準10%・非課税）に加えて、令和5年10月からは 経費についてインボイスの有無 の記帳も行っていただく必要があります。 ※ 基準期間の売上高が1億円以下の事業者の方は、1取引当たり税込み1万円未満の取引については、「インボイス有」で処理します。 ※ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客運送などについては、摘要欄に通常必要な記載事項に加え「3万円未満の鉄道料金」などと記載します。
簡易課税 （選択届要提出）	売上についての事業区分とその税区分（軽減8%・標準10%）が分かるように記帳する必要があります。 ※ 免税事業者からインボイス発行事業者になった方で、令和5年分から簡易課税を選択する場合の届出書の提出期限は 令和5年12月31日 です。

(注) ① インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方**についても、令和5年10月以降は選択している計算方式（一般、簡易）に対応した記帳を行う必要があります。※ 2割特例の適用を選択する方も同様です。

② 手書きの方は「帳簿」の記帳と「消費税区分集計表」の作成をお願いいたします。会計ソフトをご利用の方は、必ず消費税対応設定を行った上で入力をしてください。

※ 記帳の仕方や簡易課税の選択、2割特例等について分からないことがございましたら、12月8日（金）まで行われている決算準備相談会にお越しください。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。TEL 044-911-4616

その他当会の情報はホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aiiro/kawasakinisi/>

をご覧ください。

